

登録免許税の納付について

登録免許税については歳入代理店及び郵便局、または都道府県労働局を管轄する税務署での納付となります。

納付額は9万円となり、許可申請時のみの納付となります。

納付につきましては下記の事項に留意して、『登録免許税領収証書(原本)』を提出してください。

① 歳入代理店（税金が納付できる金融機関、旧郵便局含む。）にて納付の場合。

全国どこでも納付ができます。

金融機関にて下記納付書を請求して納付してください。

(注) 金融機関によっては取扱が少ないため、納付書がない場合があります。

② 税務署で納付する場合

都道府県労働局を管轄する税務署となり、埼玉労働局に許可申請をする場合は、**浦和税務署のみ**となります。

③ 領収証書について

許可申請時に原本を提出しますので、納付したことが後で分かるように控えは必ずコピーをとって事業主の控えとしてください。

【納付するうえでの記載例】

平成**29**年**4**月**1**日から平成**30**年**3**月**31**日までに納付する場合の『年度』は**29**年度分の納付となります。

『税目番号』は**221**です。

都道府県労働局を管轄する税務署へ納付。
埼玉労働局へ許可申請をする場合は浦和税務署となり、記載例のとおり記入。

国庫金 32618 (納付書) 領収済通知書 1234567890

年度 221 税務署名 うら 税務署番号 00033018

税目 トウロクメンキヨ税 本税 90000

納期等の区分 (空) 年 月 日

申告区分 該当項目に「印」を付けてください。 1 2 3 4 5 6 7 9

法人の場合
商業登記上の本店所在地及び法人名称を記入。

個人の場合
事業主の住所及び代表者の氏名を記入。

必ず9万円と記載すること。

住所(所在地) 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー

氏名(法人名) 株式会社 さいたま人材サービス

合計額 ￥90000

①日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署で納付してください。